

各 位



2025年12月17日

ヤ シ マ
八 洲 電 機 株 式 会 社
 代表者名： 代表取締役社長兼 清宮 茂樹
 グループ C O O
 (コード： 3153 東証プライム市場)
 問合せ先： 経営統括本部 ブランド戦略ユニット 菊山 賢
 (TEL： 03-3507-3349)

従業員持株会を通じた株式付与のための自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年8月に創立80周年を迎えるに当たり、本日開催の取締役会において、八洲電機従業員持株会（以下「本持株会」という。）の会員である当社及び当社子会社の従業員（以下「対象会員」という。）に対して、本持株会を通じて当社の普通株式を1人あたり100株付与することとし、下記のとおり、本持株会に対して、第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年3月16日	
(2) 処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式	108,300 株 (注)
(3) 処 分 価 額	1 株につき	2,879 円
(4) 処 分 総 額	311,795,700 円 (注)	
(5) 処 分 方 法	第三者割当の方法による	
(6) 割 当 予 定 先	八洲電機従業員持株会	108,300 株
(7) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。	

(注) 処分する株式の数（108,300株）及び処分総額（311,795,700円）は、本日時点における本自己株式処分の対象となり得る最大人数である当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の従業員1,083名の全員が本持株会に加入し、本自己株式処分に同意した場合の最大数を想定していますが、実際は本持株会への加入に至らない若しくは本自己株式処分に同意しない従業員又は本持株会からの退会者が生じ得ますので、最終的に処分される当社普通株式の数は最大数の想定より少なくなる可能性があります。なお、本持株会を通じて対象会員に交付する当社普通株式数は、1人あたり100株とし、その一部のみの付与は行わないものとします。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、企業価値の増大に向けての従業員のモチベーションの向上及び経営参画意識の向上を目的として、当社グループの従業員に対して当社の株式を付与することを検討してきました。

その結果、当社グループの多数の従業員に株式を付与する際の手続上の効率性や従業員による継続的な経営参画意識の向上の観点から、当社グループの従業員持株会である本持株会を通じて、従業員に当社普通株式を付与することが適切であると判断しました。

本自己株式処分は、本持株会の会員である対象会員に対して特別奨励金を支給し、当該対象会員が本持株会に特別奨励金を拠出した後、本持株会が同拠出金を当社に払い込み、当社が本持株会に当社の普通株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数は、

「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定しますが、最大108,300株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による処分株式数の最大数（108,300株）は、発行済株式総数の0.50%（小数点第3位を四捨五入、2025年9月30日現在の総議決権個数に対する割合0.51%）であり、想定される希薄化は軽微と判断しております。

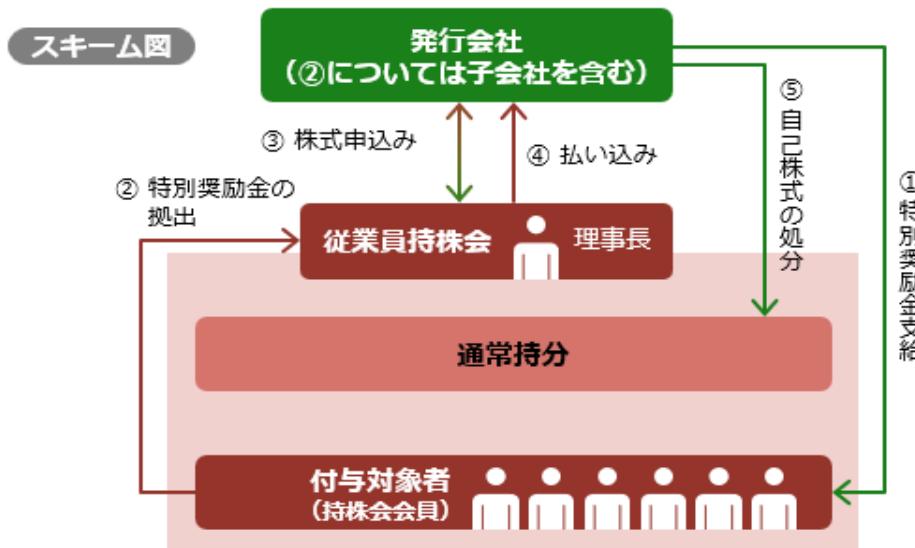
＜本自己株式処分の概要＞

- ① 当社は、対象会員に特別奨励金を支給します。
- ② 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会が、本自己株式処分による募集株式の引受申込みを行います。
- ④ 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめて本自己株式処分について払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を交付します。

なお、割当てられた当社普通株式は、本持株会がその事務を委託している大和証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。

交付される当社株式については、譲渡に関する制限は付されませんので、本持株会の規約に従い、会員である各対象会員の判断で、割当予定先である本持株会から個人名義の証券口座に移管させて、株式を売却することができます。

【本スキームの概要】



3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額は、自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2025年12月16日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,879円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりです。

期 間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1か月（2025年11月17日～2025年12月16日）	2,732 円	5.38 %
3か月（2024年9月17日～2025年12月16日）	2,485 円	15.86 %
6か月（2025年6月17日～2025年12月16日）	2,197 円	31.04 %

なお、当社の監査等委員である取締役（3名、うち3名は社外取締役）は、当該処分価額について、本自己株式処分は本持株会を通じた株式の付与を目的としていること、及び当該処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることにも鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上